

水谷直樹◎弁護士・弁理士

## 廃墟を被写体とする写真についての複製権／翻案権侵害が否定された事例

[知的財産高等裁判所 第2部 平成23年5月10日判決 平成23年(ネ)第10010号]

### 1. 事件の概要

原告はプロの写真家であり、鉱山や鉄道跡等の「廃墟」を被写体とする写真を撮影し、これを書籍として刊行してきました。これに対し、被告もプロの写真家であり、原告同様に「廃墟」の写真を撮影して、原告と同じく書籍として刊行してきました。

原告は、被告が撮影した「廃墟」の写真は、原告が撮影した写真を無断で複製または翻案したものであるとして、平成21年に被告書籍の出版の差し止め、損害賠償の支払い等を求め、東京地裁に訴訟を提起しました。

これに対して、東京地裁は平成22年12月21日に判決を言い渡し、被告写真は、原告写真の複製物や翻案物であるとは認められないとして、原告の請求を棄却しました。

そこで、これを不服とした原告が知財高裁に控訴したのが本事件です。

### 2. 争点

本事件での主要な争点は、以下のとおりです。

- ① 被告写真が原告写真の複製物ないし翻案物であるか否か
- ② 被告書籍の発行および頒布は、原告の法的保護に値する利益の侵害による不法行為を構成するか

なお、ここで念のため注記しておきますと、原告写真の被写体である廃墟と被告写真の被写体である廃墟とは、同一のものが数多く含まれており、このため原告は、これらの同一被写体の写真について、複製権侵害ないし翻案権侵害を主張していました。

### 3. 裁判所の判断

知財高裁は、平成23年5月10日に判決を言い渡しましたが、争点①につき、個別の写真ごとに判断を示し、

「1 翻案権侵害を中心とする著作権侵害の有無について（1）著作物について翻案といえるためには、当該著作物が、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えたものであることがまず要求され（最高裁平成13年6月28日第一小法廷判決・民集55巻4号837頁〔江差追分事件〕）、この理は本件における写真の著作物についても基本的に当てはまる。本件の原告写真1～5は、被写体が既存の廃墟建造物であって、撮影者が意図的に被写体を配置したり、撮影対象物を自ら付加したものでないから、撮影対象自体をもって表現上の本質的な特徴があるとはできず、撮影時季、撮影角度、色合い、画角などの表現手法に、表現上の本質的な特徴があると予想される。

（2）被告写真1が原告写真1の翻案に当たるか否かについてみるに、原告写真1は、群馬県松井田町に所在する国鉄旧丸山変電所の内部を撮影したものであるが、原告書籍1『棄景』が全体の基調としているように、モノクロ撮影を強調しハイコントラストにしたものである。控訴人がこれを翻案したと主張する被告写真1は、被告書籍1『廃墟遊戯』及び被告書籍4『廃墟遊戯—Handy Edition』に収録されているが、これら被告書籍が基調としているように、枯れ葉色をベースにしたカラー写真である。原告写真1と同じく、旧国鉄丸山変電所の内部が撮影対象である。

しかし両者の撮影方向は左方向からか（原告写真1）、右方向からか（被告写真1）で異なり、撮影時期が異なることから、写し込まれている対象も植物があったりなかったりで相違しているし、そもそも、撮影対象自体に本質的特徴があるということとはできないことにかんがみると、被告写真1をもって原告写真1の翻案であると認めることはできない。

（3）被告写真2と原告写真2の関係をみるに、両者とも、栃木県足尾町に所在する足尾銅山付近の通洞発電所跡（建物外観）を撮影したものであり、建物右下方向からの撮影であって構図の点では近似している。しかし、撮影対象が現に存在する建物跡であることからすると、たとえ構図において似ていても、写真において表現されている全体としての印象が異なれば、一方が他方の翻案に該当するものと認めることはできない。撮影時季が違うことは、特に原告写真2でセピア色の中で白色に特徴付けられて写真左下に写っているすすきが、建物の色感覚をそのまま撮影したであろうと印象付けられる被告写真2にはなく、その位置に緑色の植物が写っていることから明らかである。これらの印象の違いと撮影物の違いにかんがみると、被告写真2が原告写真2の翻案に当たるといえることはできない。

（4）原告写真3と被告写真3は静岡県修善寺町所在の大仁金山付近の建物外観を撮影したものであり、原告写真4と被告写真4は東京都奥多摩町に所在する奥多摩ロープウェイの機械室内部を撮影したものであるが、いずれも現に存在する建築物の外観あるいは内部を撮影したものであって、撮影方向が違う以上、これら被告写真が原告写真の翻案に当たるといえることはできない。原告写真3と原告写真4は、モノクロないしセピア色を基調とした写真であり、特に原告写真4はコントラストの強さを持ったものであって、ほぼありのままを伝えようとする印象を持つ被告写真3、4にはない強いインパクトを与えるものとなっている。

原告写真5と被告写真5は、ともに秋田県大館市に所在する奥羽本線旧線跡の橋梁跡を撮影したものであるが、同様に現存する建築物を撮影したものであり構図も違うから、この点において既に被告写真5が原告

写真5を翻案したものということとはできない。

（5）以上のとおり、翻案権侵害をいう控訴人の主張はいずれも理由がなく、そうである以上、被告写真1～5が掲載された被告各書籍の発行等について控訴人が主張する複製権、譲渡権、氏名表示権の侵害の主張も理由がない」と判示し、争点②については、

### 「3. 法的保護に値する利益侵害について

控訴人が原告各写真について主張する法的保護に値する利益として、まず廃墟を作品写真として取り上げた先駆者として、世間に認知されることによって派生する営業上の諸利益が挙げられている。しかし、原告各写真が、芸術作品の部類に属するものであることは明らかであるものの、その性質を超えて営業上の利益の対象となるような、例えば大量生産のために供される工業デザイン（インダストリアルデザイン）としての写真であると認めることはできない。廃墟写真を作品として取り上げることは写真家としての構想であり、控訴人がその先駆者であるか否かは別としても、廃墟が既存の建築物である以上、撮影することが自由な廃墟を撮影する写真に対する法的保護は、著作権及び著作者人格権を超えて認めることは原則としてできないというべきである。そして、原判決60頁2行目以下の『3 法的保護に値する利益の侵害の不法行為の成否（争点5）について』に記載のとおり、『廃墟』の被写体としての性質、控訴人が主張する利益の内容、これを保護した場合の不都合等、本件事案に表れた諸事情を勘案することにより、本件においては、控訴人主張の不法行為は成立しないと判断されるものである。控訴人が当審において主張するところによっても、上記判断は動かない」と判示し、結論として原告の控訴を棄却しました。

## 4. 検討

本事件は、写真の著作物について、複製権侵害、翻案権侵害を否定した事案です。

本事件では、原被告間で問題となった写真が、いずれも鉱山や鉄道跡等の同一の廃墟を被写体としているため、原告・被告の各写真が共通点を有していることは、事実として否定できません。

もっとも、著作権法は、表現を保護する法律であり、アイデアを保護するものではないため、このような共通点が法的保護の対象たり得るかは別途の問題です。

この点につき、本判決の原審（東京地裁）の判決は、被写体として特定の廃墟を選ぶことは、それ自体がアイデアであって、表現とはいえないから、著作権法による保護の対象外であると判示していますが、全くそのとおりであると考えられます。

そうすると、被告写真が、原告写真の複製物または翻案物であるといえるか否かは、何を被写体として選んだかによるのではなく、写真それ自体における表現、すなわち、本判決の字句を借りれば、「撮影時季、撮影角度、色合い、画角などの表現方法」の類否によって決まることとなります。

すなわち、写真は客観的な対象物（被写体）を撮影するものであり、この場合、被写体が共通しているが故に、撮影された写真に共通点があったとしても、当該共通点が表現として直ちに保護されるとはいえないこととなります。

換言すれば、真に保護対象となるのは、当該写真に固有の特徴点、すなわち、前記の「撮影時季、撮影角度、色合い、画角などの表現方法」ということになるといえます。

本判決は、このことを前提としたうえで、合計5点の写真について、それぞれ翻案の有無を検討し、撮影時季、撮影角度、構図、色合い等の相違を認定し、結論として翻案を否定しています。

写真は、もともと複製手段（カメラ）を使用して撮影することにより得られる複製物として誕生しましたが、その後、この複製手段により被写体を撮影したものの、すなわち写真には、撮影の際の手法いかんによっては、単なる複製物以上の創作性が認められるとして、この点を根拠に著作物のリストに加えられるに至っているという経緯があります。

このような経緯からしますと、写真における創作性とは、被写体を撮影した際の、撮影者のカメラワーク（撮影方法）を中心として判断していくことが相当ではないかと考えられます。

もっとも、本事件のように、被写体が廃墟であった

り、あるいは風景であったりする場合には、被写体が所与のものとして存在していますが、モデルにポーズをとらせて撮影する場合や静物の配置を工夫して撮影する場合等においては、ポーズの態様や静物の配置それ自体、換言すれば、カメラワークに加えて、被写体に対して加えたポーズや配置等に関する創意工夫についても、撮影された写真における創作性の有無の判断材料たり得るとするか否かが問題となります。

この点については、これを判断材料として加えていいとする立場と、加えるべきではないとする立場が、学説、判例のいずれにおいても存在しているので、この点については注意が必要です。

なお、本判決では、この点については「本件の原告写真1～5は、被写体が既存の廃墟建造物であって、撮影者が意図的に被写体を配置したり、撮影対象物を自ら付加したものではないから、撮影対象自体をもって表現上の本質的な特徴があるとはできず」と述べており、このことからすると、被写体の配置についても、それが表現上の本質的な特徴になる場合があることを前提としているようにも考えられます。

最後に、本事件では、原告が著作権侵害の有無とは別に、被告が被告書籍を刊行したことが、原告との関係で不法行為を構成するとも主張しています。

これは、原告において、廃墟を取り上げて写真に撮るという発想は、もともと原告に由来しているので、この先行者的な利益が保護されて然るべきであるとの発想の下での主張であるようです。

もっとも、本判決は、この点の主張についても前記引用のとおり否定しており、結論としては相当であると考えられます。

本事件は、写真の著作物における創作性を検討する際の事例の一つとして、実務上で参考になるものと考えられます。

#### みづたに なおき

1973年東京工業大学工学部卒業、1975年早稲田大学法学部卒業後、1976年司法試験合格。1979年弁護士登録、現在に至る（弁護士・弁理士、東京工業大学大学院客員教授、専修大学法科大学院客員教授）。知的財産権法分野の訴訟、交渉、契約等を多数手掛けている。